南富良野町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（24年度末）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 2,779	千円 3,826,246	千円 99,920	千円 782,343	% 20.45	% 22.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
24年度	人 83	千円 325,938	千円 59,362	千円 119,532	千円 504,832	千円 6,083	千円 5,466

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、２４年４月１日現在の人数である。
３　職員数及び給与費は、高等学校（町立）教員が含まれる。
４　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

（給与減額の状況）

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
未実施	過去に人件費の独自削減を行なった経過があるため
抑制済又は減額措置の内容	
（給料）【H25.4.1ラスパイレス指数･参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】	
（手当）	

（その他）
特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

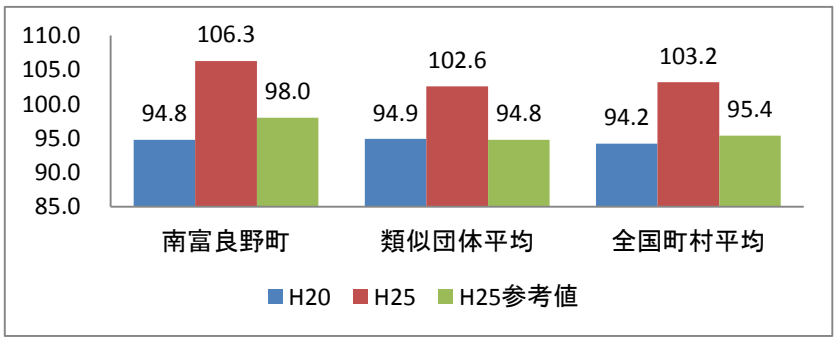

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）
を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算し
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
３「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A － B	勧告 (改定率)		
年度 25	＿ 円	＿ 円	ー 円 (％)	＿ ％	＿ ％	％ 改定なし

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A － B	勧告 (改定月数)		
年度 25	＿ 月	＿ 月	＿ 月	＿ 月	＿ 月	3.95 月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成２５年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南富良野町	44.4　歳	341,357　円	383,060　円	374,511　円
北海道	45.4　歳	330,736　円	396,550　円	374,715　円
国	43.1　歳	307,220　円 (332,446)　円	― ―	376,257　円 (405,463)　円
類似団体	41.9　歳	306,972　円	345,188　円	336,473　円

②高等学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
南富良野町	36.6　歳	307,889　円	391,015　円
北海道	43.9　歳	365,929　円	402,216　円
類似団体	37.6　歳	316,415　円	371,958　円

（注）１「平均給料月額」とは、２５年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
３　国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（２５年４月１日現在）

区　分		南富良野町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200　円	165,312　円	163,987(172,200)　円
	高校卒	140,100　円	134,496　円	133,418(140,100)　円
技能労務職	高校卒	135,600　円	134,496　円	－　円
	中学卒	－　円	－　円	－　円

（注）国家公務員における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（２５年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年～14年	経験年数20年～24年	経験年数25年～30年	経験年数30年～35年
一般行政職	大　学　卒	265,700 円	－ 円	－ 円	407,800 円
	高　校　卒	262,000 円	335,167 円	358,830 円	390,130 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（２５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給料月額
1　級	定型的な業務を行う職務 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1　人	1.5　%	円 135,600	円 243,700
2　級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	2　人	3.0　%	円 185,800	円 307,800
3　級	係長の職務 主査の職務 主任の職務	23　人	34.3　%	円 222,900	円 354,700
4　級	課長補佐の職務　　主幹の職務　　副参事の職務 困難な業務を処理する係長の職務 困難な業務を処理する主査の職務 困難な業務を処理する主任の職務	18　人	26.9　%	円 261,900	円 388,300
5　級	参事の職務 困難な業務を処理する課長補佐の職務 困難な業務を処理する主幹の職務 困難な業務を処理する副参事の職務	12　人	17.9　%	円 289,200	円 400,600
6　級	課長の業務 困難な業務を処理する参事の職務	11　人	16.4　%	円 320,600	円 422,600

（注）１　南富良野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

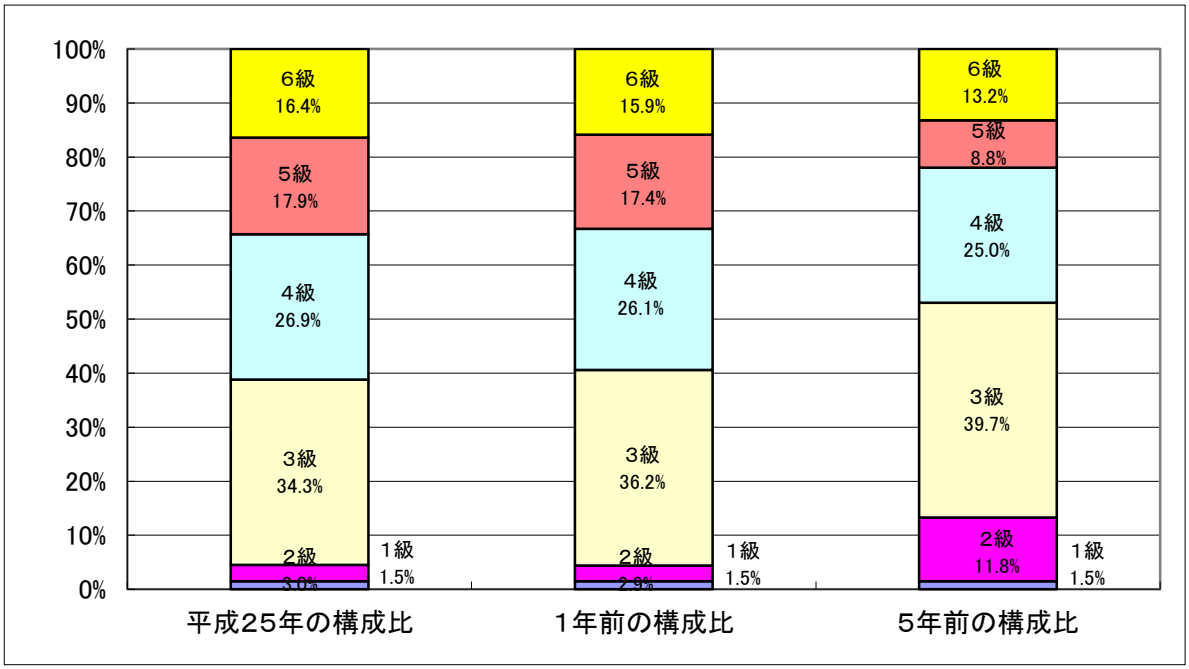

（注）平成19年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評価未実施

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南富良野町	北海道	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,503　千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,552　千円	―
(24年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 (　1.45　)月分　(　0.65　)月分	(24年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 (　1.45　)月分　(　0.65　)月分	(24年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 (　1.45　)月分　(　0.65　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職管理加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一律支給

(2) 退職手当（平成２５年４月１日現在）

南富良野町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.9550 月分	勤続25年	32.83 月分	38.9550 月分
勤続35年	46.55 月分	55.8600 月分	勤続35年	46.55 月分	55.8600 月分
最高限度額	55.86 月分	55.8600 月分	最高限度額	55.86 月分	55.8600 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%　加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%　加算)		
1人当たり平均支給額	15,140 千円	18,043 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成２５年４月１日現在）

支給実績(24年度決算)	730　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	81　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	10.8　%
手当の種類(手当数)	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	高等学校教員	給料表1級及び2級の者で定められた業務に従事した職員	日額 2,400円～6,400円
教員業務連絡指導手当	高等学校教員	主任等でその職務が困難であると定める職務を担当する職員が当該担当に係る業務に従事した職員	1回　200円
北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の例による			

(4) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	10,933 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	254 千円
支給実績（24年度決算）	11,556 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	269 千円

(5) その他の手当（平成２５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 特定期間(16歳～満22歳の子) 1人につき 5,000円加算	同		11,739 千円	234,780 円
住居手当	住宅所有者 7,000円 借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 限度額 27,000円	異	住宅所有者の支給額	4,150 千円	118,571 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額（限度額 55,000円） 自動車等使用者 通勤距離に応じて(2km以上) 2,000円～24,500円	同		1,002 千円	111,333 円
管理職手当	課長職 30,000円 課長補佐、主幹職 27,000円 参事職 15,000円 副参事職 12,000円	異	支給割合	9,828 千円	289,059 円
寒冷地手当	基準日に在職する職員に一括支給 世帯主である職員(扶養あり) 131,900円 〃 （扶養なし）72,900円 その他の職員 51,700円	異	支給方法	7,934 千円	105,786 円

５　特別職の報酬等の状況（平成２５年４月１日現在）

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	町長	710,000 円	787,000 円／ 495,000 円
	副町長	590,000 円	647,000 円／ 421,500 円
報酬	議長	240,000 円	310,000 円／ 171,100 円
	副議長	191,000 円	251,000 円／ 119,000 円
	議員	161,000 円	230,000 円／ 100,000 円
期末手当	町長 副町長	(24年度支給割合) 4.05 月分	
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 4.05 月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	710,000円×5.126×在職年数	14,557,840 円 任期毎
	副町長	590,000円×3.234×在職年数	7,632,240 円 任期毎
寒冷地手当	町長	131,900 円	
	副町長	131,900 円	

（注）１　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 平成24年	職員数 平成25年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	20	19	△ 1	組織機構改革による減
		税務	4	4	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	8	7	△ 1	組織機構改革による減
		商工	3	2	△ 1	公益法人への派遣終了
		土木	6	7	1	土木関係職員の充実
		民生	13	12	△ 1	公益法人への派遣終了(△2)子育て支援ｾﾝﾀｰ設置(1)
		衛生	6	7	1	事務職員の増
		計	62	60	△ 2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　215.9　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　169.79　人)
	教育部門		22	24	2	学校適正配置推進室設置(1)高等学校教員の充実(1)
	小計		84	84	0	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　302.2　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　204.38　人)
公営企業等会計部門	水道		3	3	0	
	下水道		2	1	△ 1	組織機構改革による減
	その他		3	3	0	
	小計		8	7	△ 1	
合計			92 [127]	91 [127]	△ 1 [0]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　327.4　人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成２５年４月１日現在）

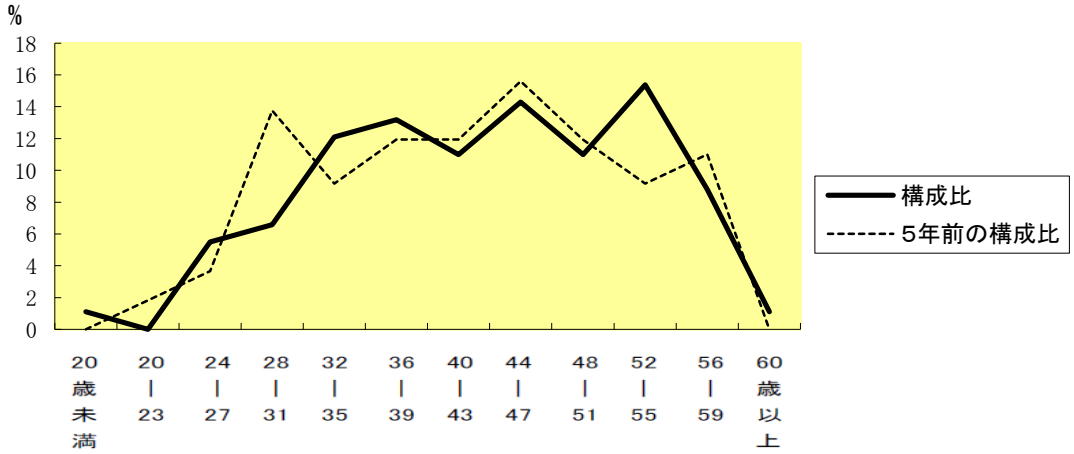

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 0	人 5	人 6	人 11	人 12	人 10	人 13	人 10	人 14	人 8	人 1	人 91

(3)職員数の推移

（単位：人・%）

部門別＼年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	63	60	67	62	62	60	△ 3 (△0.5)
教育	21	22	22	21	22	24	3 (1.4)
普通会計計	84	82	89	83	84	84	0 (0)
公営企業等会計計	28	22	8	8	8	7	△ 21 (△75.0)
総合計	112	104	97	91	92	91	△ 21 (△18.7)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 23年度の総費用に占める職員給与費比率
24年度	千円 150,546	千円 2,124	千円 24,423	% 16.2	% 15.3

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
24年度	人 3	千円 12,300	千円 1,458	千円 4,471	千円 18,229	千円 6,077

(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,259

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、２５年３月３１日現在の人数である。

イ　特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成２５年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
南富良野町	50.3　歳	361,000　円	506,344　円
類似団体平均	45.2　歳	353,532　円	520,694　円

（注）基本給には、扶養手当を含む。

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

南　富　良　野　町	南富良野町（一般行政職）
1人当たり平均支給額(24年度) 1,491　千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,503　千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60　月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35　月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60　月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35　月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算　5～15%

（注）(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（平成２５年４月１日現在）

南　富　良　野　町			南　富　良　野　町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23．03 月分	28．7875 月分	勤続20年	23．03　月分	28．7875 月分
勤続25年	32．83 月分	38．9550 月分	勤続25年	32．83　月分	38．9550 月分
勤続35年	46．55 月分	55．8600 月分	勤続35年	46．55　月分	55．8600 月分
最高限度額	55．86 月分	55．8600 月分	最高限度額	55．86　月分	55．8600 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
（2%～20%　加算）			（2%～20%　加算）		
1人当たり平均支給額	－ 千円	－　千円	1人当たり平均支給額	15,140 千円	18,043 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　時間外勤務手当

支　給　実　績　（　23　年　度　決　算　）	373　千円
職員１人当たり平均支給年額（23年度決算）	125　千円
支　給　実　績　（　24　年　度　決　算　）	435　千円
職員１人当たり平均支給年額（24年度決算）	145　千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ　その他の手当（平成２５年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	配偶者　13,000円 配偶者以外　6,500円 特定期間(16歳～満22歳の子) 1人につき　5,000円加算	同	―	588　千円	294,000　円
住居手当	住宅所有者　7,000円 借家・借間　月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 限度額　27,000円	同	―	―　千円	―　円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額（限度額 55,000円） 自動車等使用者 通勤距離に応じて(2km以上) 2,000円～24,500円	同	―	―　千円	―　円
管理職手当	課長職　30,000円 課長補佐、主幹職　27,000円 参事職　15,000円 副参事職　12,000円	同	―	121　千円	121　円
寒冷地手当	基準日に在職する職員に一括支給 世帯主である職員(扶養あり) 131,900円 〃　(扶養なし) 72,900円 その他の職員　51,700円	同	―	316　千円	105,167　円

(2)　公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 121,292	千円 1,431	千円 11,536	% 9.5	% 11.9

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
24年度	人 1	千円 5,828	千円 799	千円 1,880	千円 8,507	千円 －

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,209

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。　　**※H24年度中の人事異動により職員数1名減**

２　職員数は、２５年３月３１日現在の人数である。